

平成28年5月13日

各位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行 代表者名 取締役頭取 青柳 俊一 (コード番号:8337 東証第1部) 問合せ先 経営企画部長 神田 泰光 043-243-2111 (大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社 千葉興業銀行(頭取 青柳 俊一)は、本日開催しました取締役会において、平成28年6月28日開催 予定の定時株主総会(以下「定時株主総会」といいます。)に、「定款の一部変更の件」を付議することを決議いた しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 26 年 3 月 31 日より施行されている国内基準行に係る自己資本比率規制においては、強制転換条項付優先株式を規制上の自己資本に算入することができることとされております。かかる自己資本比率規制に対応すべく、当行を取り巻くマーケット環境等に応じて将来強制転換条項付優先株式の発行を機動的に行うことができるよう、次のとおり当行定款に所要の変更又は規定の追加を行うものであります。
 - ① 変更案第6条第2項において、第五種の優先株式について複数回の発行回号を設け、複数回に分割した発行を可能とするために規定を変更するものであります。また、新たな株式の種類として第六種及び第七種の優先株式を追加するため、第六種及び第七種の優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するとともに、それぞれについて複数回の発行回号を設けるものであります。なお、第五種、第六種、第七種の優先株式の発行可能種類株式総数をそれぞれ250万株とすることで、これらの発行可能種類株式総数の合計が現行の第五種の発行可能種類株式総数である750万株を超えることがないよう設定するものであります。
 - ② 変更案第2章の2において、第六種及び第七種優先株式に関する規定を追加するとともに、変更案第21条において第五種及び第六種の優先株式について譲渡制限を付し、かつ、変更案第30条において種類株主総会に関する規定を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、変更案第 41 条 (取締役との責任限定契約) 及び変更案第 49 条 (監査役との責任限定契約) の一部を変更するものであります。なお、変更案第 41 条につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

 定時株主総会及び種類株主総会
 平成28年6月28日(予定)

 効力発生日
 平成28年6月28日(予定)

(下線部分は変更箇所となります。)

 現行定款
 変更案

 第1章 総 則
 第1章 総 則

第 1 条 ~第 5 条 (省略)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、29,600 万株と し、このうち 29,600 万株は普通株式、500 万株は第 二種の優先株式、750 万株は第四種の優先株式、750 万株は第五種の優先株式とする。 第 1 条~第 5 条 (現行どおり)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、29,600 万株と 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、29,600 万株と<u>す</u>し、このうち 29,600 万株は普通株式、500 万株は第 る。
 - 2 当銀行の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次 のとおりとする。ただし、第1回ないし第10回第五 種の優先株式(以下、併せて「第五種の優先株式」 といい、第1回ないし第10回第五種の優先株式のう ちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、 「各第五種の優先株式」という。) の発行可能種類株 式総数は併せて 250 万株を超えないものとし、第1 回ないし第10回第六種の優先株式(以下、併せて「第 六種の優先株式」といい、第1回ないし第10回第六 種の優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意 味する場合には、「各第六種の優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて 250 万株を超えな いものとする。また、第1回ないし第5回第七種の 優先株式(以下、併せて「第七種の優先株式」とい い、第1回ないし第5回第七種の優先株式のうちい ずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第 七種の優先株式」という。) の発行可能種類株式総数 は併せて 250 万株を超えないものとする。

普通株式 29,600 万株

第二種の優先株式 500 万株

第四種の優先株式 750 万株

第1回第五種の優先株式 70万株

第2回第五種の優先株式 70万株

第3回第五種の優先株式 70万株

第4回第五種の優先株式 70万株

第5回第五種の優先株式 70万株

第6回第五種の優先株式 70万株

第7回第五種の優先株式 70万株

現行定款 変更案

第8回第五種の優先株式 70万株 第9回第五種の優先株式 70万株 第10回第五種の優先株式 70万株 第1回第六種の優先株式 70万株 第2回第六種の優先株式 70万株 第3回第六種の優先株式 70万株 第4回第六種の優先株式 70万株 第5回第六種の優先株式 70万株 第6回第六種の優先株式 70万株 第7回第六種の優先株式 70万株 第8回第六種の優先株式 70万株 第9回第六種の優先株式 70万株 第10回第六種の優先株式 70万株 第1回第七種の優先株式 70万株 第2回第七種の優先株式 70万株 第3回第七種の優先株式 70万株 第4回第七種の優先株式 70万株 第5回第七種の優先株式 70万株

第 7 条 ~第 10 条 (省略)

第2章の2 優先株式

(優先配当金およびその上限等)

第 11 条 当銀行は、第 50 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。第二種の優先株式1株につき年320円第四種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額

第五種の優先株式1株につきその1株当たりの払込

第 7 条~第 10 条 (現行どおり)

第2章の2 優先株式

(優先配当金およびその上限等)

第 11 条 当銀行は、第 51 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。第二種の優先株式1株につき年320円第四種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額各第五種の優先株式1株につきその1株当たりの払

現行定款

金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 ただし、当該事業年度において第12条に定める優先 中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当 該優先中間配当金を控除した額とする。

ある事業年度において、優先株主または優先信託受 託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全 部または一部を支払わないときは、その不足額は翌 事業年度以降に累積しない。

優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(優先中間配当金およびその上限)

第 12 条 当銀行は、第 51 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において優先中間配当金という)を支払う。

(残余財産の分配)

- 第 13 条 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株 主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対 し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式 質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支 払う。
 - ①第二種の優先株式
 - 1株につき、4,000円
 - ②第四種の優先株式、第五種の優先株式
 - 1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額
- 2 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者 に対しては、前項の外、残余財産の分配は行わない。

変更案

込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第六種の優先株式1株につきその1株当たりの払 込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第七種の優先株式1株につきその1株当たりの払 込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 ただし、当該事業年度において第12条に定める優先 中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当 該優先中間配当金を控除した額とする。

ある事業年度において、優先株主または優先信託受 託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全 部または一部を支払わないときは、その不足額は翌 事業年度以降に累積しない。

優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権 者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(優先中間配当金およびその上限)

第 12 条 当銀行は、第 <u>52</u>条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において優先中間配当金という)を支払う。

(残余財産の分配)

- 第 13 条 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
 - ①第二種の優先株式
 - 1株につき、4,000円
 - ②第四種の優先株式、<u>各</u>第五種の優先株式、<u>各第六</u>種の優先株式、各第七種の優先株式
 - 1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額
- 2 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者 に対しては、前項の外、残余財産の分配は行わない。

現行定款 変更案

第 14 条 ~ 第 17 条

(省略)

(第四種の優先株式および第五種の優先株式の取得請求 権)

第 18 条 第四種の優先株主および第五種の優先株主は、 次項に定める取得を請求することができる期間(以 下取得請求期間という)中、当銀行に対して、自己 の有する優先株式を取得することを請求することが できる。

かかる取得の請求があった場合、当銀行は当該優先 株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引 換えに、第3項に定める財産を当該優先株主に対し て交付するものとする。

- 2 取得請求期間は、各優先株式の発行に先立って取締役 会の決議によって定めるものとする。
- 3 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、各優先株主 が取得の請求をした優先株式数に当該優先株式1株 当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める 取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、 当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式 の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第 167条第3項に従ってこれを取扱う。
- 4 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。
- (第四種の優先株式<u>および</u>第五種の優先株式の金銭を対 価とする取得条項)
- 第 19 条 当銀行は、第四種の優先株式<u>および</u>第五種の優 先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定 める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日 が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先 株式の全部または一部を取得することができる。こ

第 14 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)

(第四種の優先株式および<u>各</u>第五種の優先株式の取得請求権)

第 18 条 第四種の優先株主および<u>各</u>第五種の優先株主 は、次項に定める取得を請求することができる期間 (以下取得請求期間という)中、当銀行に対して、 自己の有する優先株式を取得することを請求するこ とができる。

かかる取得の請求があった場合、当銀行は当該優先 株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引 換えに、第3項に定める財産を当該優先株主に対し て交付するものとする。

- 2 取得請求期間は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。
- 3 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、各優先株主 が取得の請求をした優先株式数に当該優先株式1株 当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める 取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、 当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式 の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第 167条第3項に従ってこれを取扱う。
- 4 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。
- (第四種の優先株式、各第五種の優先株式、各第六種の 優先株式および各第七種の優先株式の金銭を対価と する取得条項)
- 第 19 条 当銀行は、第四種の優先株式、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める 事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到

現行定款

の場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を 受けるものとし、当該優先株式を取得するのと引換 えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付 するものとする。なお、各優先株式の一部を取得す るときは、按分比例の方法による。取得日の決定後 も第18条に定める取得請求権の行使は妨げられない ものとする。

2 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、当該優先株式1株につき、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(第四種の優先株式<u>および</u>第五種の優先株式の一斉取 得)

第 20 条 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に 取得されていない第四種の優先株式および第五種の 優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をも って取得する。<u>この場合、</u>当銀行は、当該優先株式 を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その 有する優先株式数に当該優先株式1株当たりの払込 金額相当額を乗じた額を当銀行の普通株式の時価で 除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細 は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によ って定める。当銀行は、当該決議により交付すべき 普通株式数の上限の算定方法を定めることができ る。当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通 株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会 社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(新設)

変更案

来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、当該優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第18条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

2 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、当該優先株式1株につき、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(第四種の優先株式<u>各</u>第五種の優先株式<u>各第六種の</u> <u>優先株式および各第七種の優先株式</u>の一斉取得)

- 第 20 条 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に 取得されていない第四種の優先株式および各第五種 の優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日を もって取得する。<u>また、当銀行は、各第六種の優先</u> 株式および各第七種の優先株式の全てを、各第六種 の優先株式および各第七種の優先株式の発行に先立 って取締役会の決議によって定めた期日をもって取 得する。
- 2 前項の場合、当銀行は、当該優先株式を取得するのと 引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式 数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗 じた額を当銀行の普通株式の時価で除した数の普通 株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の 発行に先立って取締役会の決議によって定める。当 銀行は、当該決議により交付すべき普通株式数の上 限の算定方法を定めることができる。当該優先株式 の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に 満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(株式の譲渡制限)

第 21 条 各第五種の優先株式または各第六種の優先株 式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得 なければならない。

現行定款	変更案
	2 各第五種の優先株式または各第六種の優先株式に対
	して金融商品取引法27条の2第6項に定める公開買
	付けが開始された場合において、当該公開買付けに
	応募し、各第五種の優先株式または各第六種の優先
	株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるとき
	には、取締役会が前項に定める承認をしたものとみ
	<u>なす。</u>
第 21 条	第 <u>22</u> 条
(省略)	(現行どおり)
(除斥期間)	(除斥期間)
第 22 条 第 52 条の規定は、優先配当金および優先中間	第 23 条 第 53 条の規定は、優先配当金および優先中間
配当金の支払について、これを準用する。	配当金の支払について、これを準用する。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u> </u>	数 24 冬 · 数 20 冬
第 23 条 ~第 28 条	第 24 条 ~第 29 条
(省略)	(現行どおり)
(種類株主総会)	(種類株主総会)
(種類株主総会) 第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 <u>30</u> 条 第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条、第 <u>27</u> 条および第 <u>29</u> 条の規
	第 <u>30</u> 条 第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条、第 <u>27</u> 条および第 <u>29</u> 条の規
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 <u>ま</u>
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 <u>また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条</u>
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えた
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為を
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の優先株主を構成員とする種類株
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。3 各第五種の優先株式および各第六種の優先株式および各第七種の優先株式および各第六種の優先株式および各第七種の優先株式および各第六種の優先株式につ
第 <u>29</u> 条 第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。3 各第五種の優先株式および各第六種の優先株式および各第六種の優先株式および各第六種の優先株式については、会社法第 199 条第 4 項および第 238 条第 4
第 29 条 第 24 条、第 25 条、第 26 条および第 28 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。	第 30 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 28 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。2 当銀行が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 3 各第五種の優先株式および各第六種の優先株式については、会社法第 199 条第 4 項および第 238 条第 4 項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

(現行どおり)

(省略)

現行定款 変更案

(社外取締役との責任限定契約)

第 40 条 当銀行は、会社法第 427 条第1項の規定によ │ 第 41 条 当銀行は、会社法第 427 条第1項の規定によ り、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法 令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第 41 条 ~第 47 条 (省略)

(社外監査役との責任限定契約)

第 48 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ | 第 49 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ り、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法 令が規定する額とする。

第6章 計算

第 49 条~第 52 条

(省略)

(取締役との責任限定契約)

り、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額 とする。

第5章 監査役および監査役会

第 42 条 ~第 48 条 (現行どおり)

(監査役との責任限定契約)

り、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が 規定する額とする。

第6章 計算

第 50 条~第 53 条 (現行どおり)

以上